

5月10日（火）福島県浪江町の要望に対する回答

要望 要介護認定について、浪江町から避難した被災者は、その市町村で要介護認定を受けられるようにしていただきたい。（住民票を移さなくても）

（回答）

- 1 避難先で新たに介護が必要となった場合の要介護認定の取扱いについては、避難元の市町村から事務の委託をすることにより、避難先の市町村において要介護認定の事務を代行することが可能です。
- 2 なお、事務の委託による要介護認定事務の代行については、4月8日の事務連絡で周知を図っているところです。（別添参照）

（老健局老人保健課）

介護認定一 /

(別添)

事務連絡
平成23年4月 8日

各都道府県介護保険担当主管部(局) 御中

厚生労働省老健局高齢者支援課
振興課
老人保健課

「東日本大震災に伴う介護報酬上の取り扱いについて(第2版)」の送付について

東日本大震災に伴う介護報酬上の取り扱いについては、「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災者に係る利用料等の取扱いについて」(3月22日付け厚生労働省高齢者支援課ほか事務連絡)によりお示ししているところですが、今般、別紙のとおり内容の追加等を行いましたので、管内市町村、サービス事業所等に周知を図るようよろしくお願ひいたします。

介護認定-2

19. 5、6、7に基づき、従前（避難前）の施設等において介護報酬を請求する場合について、従前の施設等において個室でサービスを受けていた利用者が、避難先において個室でない場所でサービスを受けている場合の介護報酬はどのような取扱いとすればよいのか。

（答）

従前の施設等において提供しているサービスを継続して提供できていると判断できれば、従前の施設で請求していた算定区分により請求して差し支えない。ただし、本来処遇されるべき場所以外の場所におけるサービス提供が長期的に行われるることは適当でないため、適切なサービスを提供できる受け入れ先等の確保に努めていただきたい。

20. 震災に伴い、避難者を受け入れて入所させた施設において、これまでユニット型個室として使用していた部屋を多床室として使用した場合、これまでの利用者と新しく入室した利用者それぞれについて、介護報酬の取扱いはどうすればよいのか。

（答）

個室ユニットケアが行われていると判断されるものであれば、これまでの利用者の了解を得た上で、両者について、ユニット型個室分の介護報酬を請求して差し支えない。ただし、本来処遇されるべき場所以外の場所におけるサービス提供が長期的に行われるることは適当でないため、適切なサービスを提供できる受け入れ先等の確保に努めていただきたい。

21. 今回の震災又は東京電力・東北電力による計画停電の影響により、介護予防通所介護事業所等が休業を行った場合、月額報酬となっている介護予防通所介護費等は休業期間分を日割りするのか。

（答）

日割り計算を行うこととする。また、介護予防通所介護事業所等がガソリンの調達が困難であり、送迎に支障が生じたために、利用者に対して当初の介護予防サービス・支援計画に基づき、当月において適切な利用回数等のサービスが提供ができなかつた場合も、当該利用者については、日割り計算を行うこととする。

22. 被災等により他の市町村に避難した者について、新たに介護が必要になった場合の要介護認定の取扱いはどうなるのか。

（答）

避難前の市町村と連絡をとり、当該市町村から認定に係る事務の委託を受けることにより、避難先の市町村において要介護認定の事務を代行する取扱いとすることが可能である。

介護認定

(3)

5月10日（火）福島県浪江町の要望に対する回答

要望 民間住宅借り上げへの支援

6万円以下の物件に住む者のみ、県が家賃負担している（6万円を超えると一切支援がない）。避難者の多様な生活形態を踏まえ、一定額の補助制度を検討して欲しい。

● (回答)

1. 御指摘の家賃6万円につきましては、あくまで、かつて岩手・宮城内陸地震の際に一戸当たり月額6万円としていたことを参考にお示ししたもので。被災地における家賃は、地域の実情（実勢賃貸料）、被災者の家族構成等により様々であると想定されるので、これらを勘案し、柔軟な対応をしていただければさしつかえありません。
2. なお、福島県に確認したところ、**家賃上限の6万円について**は、現在、**弾力的に扱えるよう改正を行っている**と伺っております。

(社会・援護局総務課災害救助・救援対策室)

5月10日（火）福島県浪江町の要望に対する回答

要望 火葬（埋葬）の費用について、先に自費で支払ったものについても、災害救助法で手当てしてほしい。

（回答）

1. 今般の東日本大震災に係る御遺体の埋葬（火葬）については、多数の方がお亡くなりになられたことから、御遺体の埋葬については極めて重要であると考えております。
2. このため、お尋ねの埋葬（火葬）費用の取扱いについては、既に4月6日付の通知を発出し、災害救助法の対象となる旨、福島県にお知らせしておりますので、実際のご遺体の埋葬（火葬）を取り扱う衛生部局（福島県保健福祉部食品生活衛生課）にご相談いただければ適切に対応いただけだと思います。

（社会・援護局総務課災害救助・救援対策室）

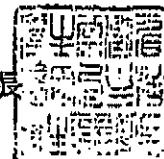
火葬費用 - /

健衛発0406第1号
社援總発0406第1号
平成23年4月6日

福島県

衛生主管部(局)長 殿
災害救助法主管部(局)長 殿

厚生労働省健康局生活衛生課長



社会・援護局総務課長



災害救助法における埋葬について（通知）

今般の東日本大震災に係る御遺体の埋葬（火葬及び土葬。以下同じ。）については、極めて多数の方がお亡くなりになられ、現地において土葬される場合、諸事情により遠隔地で火葬される場合、身元不明のまま火葬又は土葬される場合等の様々な形の埋葬が生じていることから、御遺体の埋葬及び貴県の御遺体の埋葬事務の円滑な実施を図るために、下記のとおり取り扱うこととしたので、御了知の上、現地の実情を踏まえ適宜対処するとともに、管下市町村へ改めて周知願いたい。

また、災害救助法の対象と見込まれる埋葬については、火葬、土葬等の形態を問わず、埋葬に係る費用を御遺族等から徴収しないようにされたい。

記

- 1 埋葬経費については、貴県に対し、亡くなられた方の人数分（大人1体当たり限度額×埋葬人数）の経費を、予算措置後速やかに概算交付することとする。
- 2 埋葬については、貴県において基本的に交付する経費の範囲内で実施していただこうとお願いしたい。
- 3 埋葬事務の終了後、交付された経費において、他の災害救助費等負担金と併せて剰余が生じた場合は、国庫へ返納することとし、交付された経費で不足する場合には、厚生労働省へ御連絡いただきたい。
- 4 災害救助法の埋葬の対象となる経費は、棺、ドライアイス又は骨つぼ等埋葬に必要な物資の支給、火葬、土葬又は納骨等の役務の提供、あるいは埋葬の際の賃金職員等雇上賃及び輸送費に係る実費であり、御遺族等により行われる葬儀に係る式典費用は対象とならないのでご留意願いたい。

火葬費用 - (2)